第

4936

号

REÂDAS J-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 3月 6日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB:  $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$ 

## ♀ 記帳・帳簿の保存制度がスタート

♀: 今年から全ての個人事業者に記帳・帳簿の保存が義務付けられたとか。どのような内容になっているのですか?

A:所得の申告の必要がない者であっても記帳・帳簿を保存しなければなりません。

## 【解説】

帳簿・記録の保存は、これまで前年、前々年の事業所得等の金額が300万円を超える者について義務付けられていましたが、平成24年度の税制改正で見直され、平成26年1月1日以後については、全ての個人事業者について記帳・帳簿の保存が義務付けられました。

したがって、白色申告者であっても、今年からは、事業所得、不動産所得、山林所得が生ずる全ての者は、記帳・帳簿の保存をしなければならず、所得税や復興特別所得税の申告の必要がない者であっても、記帳・帳簿を保存しなければなりませんので、注意が必要です。

記帳する内容は、売上等の収入金額のほか、 仕入や経費に関する事項につき、相手先の名 称、金額、取引の年月日を帳簿に記載します。

記載の方法は、1つ1つ記載せずに1日の 合計額を記載する簡易な方法でも認められる ことになっています。

また、帳簿等の保存については、収入金額 や経費等の記録をした帳簿のほかに、取引に 係る請求書や領収書等の保存が必要になりま す。収入や経費は7年、棚卸表や請求書、納 品書、送り状、領収書等はそれぞれ5年保存 しておかなければなりません。







